

消費生活 相談

年末年始は特に気を付けて！ニセ電話詐欺や投資話、 子どものゲーム課金などの消費者トラブルにご注意を！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

年末年始は、役所などの公的機関が休暇に入るため、その期間を狙った悪質商法や詐欺などの被害に遭う危険性が高まります。また、お年玉などで高額なお小遣いを手にする未成年者や若者も、さまざまな詐欺やトラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。年末年始に多い消費者トラブルについて知り、被害に遭わないように気を付けましょう。

⚠️ 年末年始に多い消費者トラブル

【ニセ電話詐欺】

- ▽息子を名乗る相手から「会社のお金を失くしたので貸してほしい」と電話があった。
- ▽役所から「健康保険の還付金があるのでATMに行くように」と電話があった。

注意!

役所から、医療費などの還付手続きを電話だけで通知したり、**ATMの操作を促したりすることは、絶対にありません。**

【投資話】

- ▽マッチングアプリで知り合った相手から暗号資産の取引を勧められ、指定口座に現金を振り込

んだところ、相手と連絡が取れなくなった。
▽SNSで知り合った相手から「FX投資をすれば誰でも簡単にもうかる」と言われた。

注意!

面識のない相手から投資を勧められた際は、**まずは詐欺的な投資話を疑いましょう。**友人・知人から勧められた場合でも、人間関係と投資を切り分けて、冷静に判断してください。

【ゲームの課金】

- ▽小学生の子どもが、親に無断で、オンラインゲームに高額課金していた。
- ▽中学生の子どもが、父親のアカウントを使って家庭用ゲーム機で遊び、アカウントに登録されていたクレジットカードを利用して課金していた。



注意!

オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。子どもに保護者のアカウントを利用させないほか、保護者は「ペアレンタルコントロール」などを利用し、子どものアカウントを管理・保護しましょう。

国民年金 だより 老齢（退職）年金の 源泉徴収票



■「源泉徴収票」の送付

老齢（退職）年金受給者には、毎年1月中旬～下旬に、日本年金機構から「源泉徴収票」（はがき）が送付されます。※障害年金・遺族年金受給者は、所得税の課税対象ではないため送付されません。

■「源泉徴収票」の記載内容

▼前年1年間に支払われた年金総支給額（令和5年2月分～12月分）

▼年金から徴収された所得税額や社会保険料額（介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

▼各種人的控除の人数 ※今回の源泉徴収票には、令和4年9月に提出された「令和5年分扶養親族等申告書」の内容が反映されています。

■確定申告・住民税申告での使用

年金以外に所得がある方や、源泉徴収票に記載されている内容以外に各種控除の追加、扶養人数の変更等がある方で、所得税の還付・納税が生じる場合は、所得税の確定申告（住民税のみ影響する場合は住民税の申告）をする必要があります。その際に、「源泉徴収票」が添付書類として必要となりますので、申告時期まで大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失した場合は、再発行の申請ができます。「ねんきんネット」や「ねんきんダイヤル」、年金事務所、「街角の年金相談センター」などをご利用ください。なお、再発行は過去8年分まで可能です。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165
（050で始まる電話の場合は☎03・6700・1165））、水戸北年金事務所（☎231局2283）